

問 支援ルームの自由利用日の拡充を
答 現場と調整して実行していきたい



田中麻乃 議員

【地域の実情に応じた子育て支援】

問 子育て支援ルームは、屋内で遊べる施設が少ない本村において貴重な遊びの場となっている。更に利用しやすくするために飲食可能な部屋の創設を求める声があるが、村の考えは。

答 子どもの生活リズムを重視して、お昼は一旦家に帰りお昼寝してから再度出てきてもらうという案内をしている。

問 子どもは日々全く同じリズムではないので、村の規定に子ども達を合わせるの今の時代には合わないので柔軟な対応が求められる。さらに現在土日などの自由利用ができない

い日の解放についても求める声があるが、村の考えは。

答 自由利用の部屋は保育士が一切顔を出さなくてもいいということであれば、安全管理上や施設のことなどを検討すれば可能ではないかと考えている。現場と調整して、できることならば実行していきたい。

問 放課後児童クラブの預かり時間の拡充について、村外に通勤している保護者や保育園の預かり時間との整合性を考え、せめて開始を8時にしてほしいとの声があるが、村の考えは。

答 近隣の児童クラブの開所時間を見ても朝8時から夕方6時あるいは6時半というところが増えている。

児童クラブについては常時2人の指導員がいなきやいけないといった制約もあるが、人的補助も含めて今後も検討していきたい。

問 自治基本条例の制定の可能性や考えは

答 現時点で条例の制定は考えていない

【多様な民意が反映される村政を目指して】

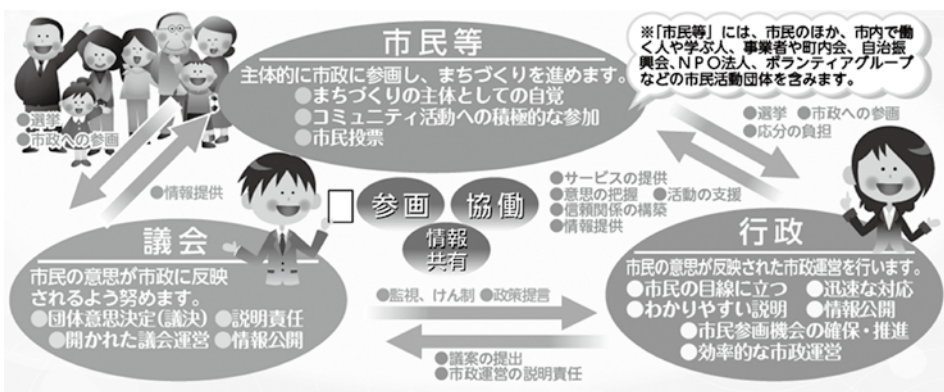
問 村に対する誇りと愛着を村民が抱くためには、「お任せ民主主義」からの脱却、住民自治力の向上が必要不可欠である。住民主体の自治基本条例の制定の可能性や考えは。

答 自治基本条例については、その必要性、他の条例や法令との整合性も検証する必要があり、現時点で条例の制定については考えていない。

問 自治基本条例は、自治の主体を市民と規定し、住民や地域の自治組織が自治体の事業立案に参加する権利や住民投票制度などについて定めるとされている。住民の声を反映させるという意味で、自治基本条例を制定していくべきだと考えるが、なぜ検討する余地もないのか。

答 自治基本条例は自治体に おける憲法と位置づけている自治体もあり、行政側より住民側の声として意見の盛り上がりがある。その議論をする前段として必要である。

問 外国人居住者で選挙権がないため、政策の議論は差し控えるといった声もあった。約7%の外国人居住者のまちづく



鳴門市HPより。自治基本条例は、市民が主役のまちづくり、自治体の運営全般に関して、その理念や原則、制度を定めたものであり、「まちづくりの憲法」とも呼ばれ、自治体において最高規範性を持つ条例です。わかりやすい絵で解説している。

答 外国代表のHIBA注の会と1年に1回懇談を組んでいきたい。

注HIBA ハクバ・インターナショナル・ビジネス・アソシエーション